

投資信託約款・規定集改定のお知らせ

当行では、平成 26 年 7 月 1 日(火)以降、新規定によりお取扱いさせていただきます。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引きいただいているお客さまに対しても適用されます。

※平成 25 年 4 月 1 日に「犯罪収益移転防止に関する法律」が改定・施行されたことを踏まえ、下記規定を一部改定させていただきます。

※平成 25 年度税制改正において、「特定口座みなし廃止制度」が廃止となり、「特定口座取引規定」を一部改定させていただきます。

○約款の記載内容の主な変更等

名称	条項	変更内容	
投資信託総合取引約款	1	この約款の趣旨	投資信託の関連する約款・規定の定めにより取扱うことの追加記載。
	2	反社会的勢力との取引拒絶	反社会的勢力との取引拒絶について追加。
	4	お申込み方法等	「本人確認」を「取引時確認」に変更。
	7	届出事項の変更	保護預り口座に関する記載を削除。
	9	解約等	反社会的勢力の取引排除条項等を追加。
	20	解約時の受益権の取扱い	保護預り口座に関する記載を削除。
	23	買取時の受益権の授受	保護預り口座に関する記載を削除。
	25	分配金・償還金等	保護預り口座に関する記載を削除。
	26	定義等	保護預り証券の記載を削除。
	33	個人情報等の取扱い	米国籍のお客さまについて、米国税務当局へ情報提供されることへの同意を追加記載。
	35	約款の変更	約款の変更通知に関する記載を変更。
	旧 3 章	受益証券等の保護預り	当行で取扱う投資信託は全て振替決済制度によるため、保護預りは発生しないことから削除。
投資信託受益権振替決済口座管理約款	3	振替決済口座の開設	「本人確認」を「取引時確認」に変更。
	6	振替の申請	「収益分配金」から「分配金」へ表記変更。表記変更に伴い条項についても統一化
累積投資約款(株式投資信託用)	6	分配金の再投資	収益分配金から「分配金」へ表記変更。表記変更に伴い条項についても統一化。
	12	合意管轄(新設)	約款に関する訴訟についての記載を新設。
	13	約款の変更(新設)	約款変更の内容についてお客様の権利についての記載を新設。
累積投資約款(ダイワMMF用)	4	買付時期・価額	収益分配金から「分配金」へ表記変更。表記変更に伴い条項についても統一化。
	12	合意管轄(新設)	約款に関する訴訟についての記載を新設。
	13	約款の変更(新設)	約款変更の内容についてお客様の権利についての記載を新設。
特定口座約款	2	定義	用語の定義について追加。
	16	特定口座の廃止	特定口座みなし廃止制度の廃止に伴い該当番号削除。

また、上記の他に、構成等の変更に伴う重複事項の整理、字句の修正等を行っております。

変更後の詳細は「投資信託約款・規定集」をご参照いただきますようお願いいたします。

投資信託 約款・規定集

平成 26 年 7 月

北都銀行

< 目 次 >

・証券投資信託総合取引約款	
第1章 総則	1
第2章 買付（設定）、解約および償還	3
第3章 累積投資	5
第4章 報告	6
第5章 雑則	6
・投資信託受益権振替決済口座管理約款	8
・累積投資約款（株式投資信託用）	12
・累積投資約款（ダイワMMF用）	14
・特定口座取引約款	17
・投資信託定時定額購入サービス規定	21
・インターネット投資信託取引規定	23
・電子交付サービス利用規定	26
・非課税上場株式等管理に関する約款	28

投資信託総合取引約款

第1章 総則

(この約款の趣旨)

- 第1条** この約款は、投資信託に関する取引について、お客さまと株式会社北都銀行（以下「当行」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
- 2** 投資信託受益権にかかる買付（設定）および解約の注文の取次および買取、償還、累積投資ならびにこれらに付随する取引（以下これらをあわせて「この取引」といいます。）については、この約款の定めるところにより取り扱います。
- 3** 各投資信託の投資信託約款、累積投資約款、投資信託受益権振替決済口座管理約款、特定口座約款、投資信託定時定額購入サービス規定、インターネット投資信託取引サービス規定、非課税上場株式等管理に関する約款および各預金規定に別段の定めがあるときは、当該約款・規定の定めるところにより取り扱います。

(反社会的勢力との取引拒絶)

- 第2条** この約款に定める投資信託総合取引は、第9条第2項各号のいずれかにも該当しない場合に利用することができるものとし、第9条第2項各号のいずれかに該当する場合には、当行は投資信託総合取引をお断りするものとします。

(自己責任の原則)

- 第3条** この取引を行うときは、次の各号をご理解いただいた上、投資信託にかかる投資信託説明書（目論見書）（以下「目論見書」といいます。）、投資信託約款およびこの約款の内容を十分に把握し、お客さま自らの判断と責任において行ってください。
- ①投資信託は、金融機関の預金ではないこと。
- ②投資信託は、預金保険の対象ではないこと。また、当行で購入した投資信託は、投資者保護基金による支払の対象ではないこと。
- ③投資信託は、元本保証または利回り保証のいずれもないこと。
- ④投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合もあり、これによる損失は購入者であるお客さまが負うことになること。

(お申込方法等)

- 第4条** お客さまは、当行所定の投資信託総合取引申込書に必要事項を記入し、お届け印を押印のうえ、これを当行の本・支店（以下「取引店」といいます。）に提出することによって申し込むものとし、当行が承諾した場合に限りこの取引を開始することができます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い、取引時確認を行わせていただきます。
- 2** 前項の申込みにあたっては、投資信託受益権振替決済口座管理約款第1条に規定する投資信託に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）の開設も併せて申し込むものとします。
- 3** お客さまが取扱店にて申込みをされる場合には、お客さまの振替決済口座でのすべての投資信託の取引により当行がお客さまにお支払いする金銭を入金する預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）をあらかじめ開設します。原則として取引店のお客さま名義の普通預金口座または当座預金口座とします。
- 4** お客さまは、指定預金口座に使用している印鑑をこの取引に使用する印鑑（以下「お届け印」といいます。）とします。
- 5** 第1項の投資信託総合取引申込書に記入された氏名、住所、指定預金口座等をもって、この取引についての氏名、住所、指定預金口座等とします。

(取扱商品)

- 第5条** お客さまが当行で取引できる商品は、当行が定める商品（以下「取扱商品」といいます。）とします。取扱商品以外の商品の取引は一切できません。

(振込先指定方式)

第6条 この取引にかかる投資信託の解約代金、買取代金、分配金および償還金等については、当該金額より所定の手数料、税金および諸費用等を差引いたうえ、この約款ならびに取扱商品の投資信託約款および累積投資約款に別段の定めがないかぎり、指定預金口座に自動的に入金します。これを振込先指定方式といいます。

(届出事項の変更)

第7条 氏名または名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所およびお届け印など当行所定の届出事項に変更（印章紛失によるお届け印の改印を除きます。）があったときは、ただちにその旨を申出て、当行所定の変更届その他の書類に必要事項を記入し、お届け印を押印のうえ、取引店に提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

2 第4条第3項の指定預金口座のお届け印を失ったときは、ただちに当行所定の手続きを行ってください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

3 第1項または第2項により届出があったときは、当行は所定の手続きを完了した後でなければ、投資信託の振替または換金、契約の解約のご請求に応じません。

4 第1項の届出がなかったため、当行がこの取引に関して行った通知が届出の住所に延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべきときに到達したものとして取扱います。

5 当行がお客さまの届出の氏名または名称、住所に通知または送付書類を発送し、到達しなかった場合、振替口座管理受益権の取引を行わないことがあります。

(成年後見人等の届出等)

第8条 成年後見制度に関する届出については、次の各号の規定に従うものとします。

①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書類によって届出てください。

②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書類によって届出てください。

③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第1号から第2号と同様に届出てください。

④第1号から第3号の届出事項に取消し、または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

⑤第1号から第4号の届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(解約等)

第9条 投資信託総合取引に係る契約は、次の場合に解約されます。また、投資信託受益権振替決済口座管理約款第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。この場合、当行からの解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、お客さまの投資信託を他の口座管理機関へお振替えください。投資信託受益権振替決済口座管理約款第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託を換金し、金銭によりお返しすることがあります。なおこの契約の解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

①お客さまから投資信託総合取引の解約のお申し出があったとき

②お客さまから振替決済口座の解約のお申し出があったとき

③お客さまの相続の開始があったことを当行が知ったとき（この場合の相続手続きについては当行所定の方法によるものとします。）

④お客さまが、この約款の定め違反し、当行が是正を求めたにもかかわらず、お客さまが違反されたままのとき

⑤第36条に定める約款等の変更不同意されるとき

⑥振替決済口座におけるお客さまの投資信託の残高が、当行が定める一定期間以上ないとき

⑦やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当すると当行が判断し、お客さまとの取引を継続することが不適正である場合には、当行は投資信託総合取引を停止し、またはお客さまに通知することにより、投資信託総合取引に係る契約を解約することができるものとします。この場合、当行は前項に準じて、お客さまの投資信託については振替または換金の手続きを行います。なお、この契約の解約により当

行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。また、この契約の解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。

- ①お客さまが当行との取引開始時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - イ. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ロ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ハ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ニ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ホ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つでも該当する行為をした場合
 - イ. 暴力的な要求行為
 - ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - ホ. その他イからニ に準ずる行為
- 3** 第1項および第2項による投資信託の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、投資信託の償還金、解約金、分配金などの預り金があるときは、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

（免責事項）

第10条 当行は、次の各号より生じた損害については、その責を負いません。

- ①第7条第1項、第2項による届出の前に生じた損害
- ②当行が当行所定の申込書に使用された印影をお届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託の振替または換金、その他の取扱いをしたうえで、当該書類等について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③当行が当行所定の申込書に使用された印影をお届出印と相当の注意をもって照合し、相違があるため、投資信託の振替または換金、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害
- ④災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、投資信託の振替または換金に直ちに応じられない場合に生じた損害
- ⑤前号の事由により、投資信託の記録が滅失等した場合または投資信託受益権振替決済口座管理約款第10条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥投資信託受益権振替決済口座管理約款第17条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害
- ⑦電信または郵便の誤謬、遅滞等、当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害

第2章 買付（設定）、解約および償還

（注文等）

第11条 投資信託総合取引の開始後、お客さまが取扱商品の買付（設定）もしくは解約の注文を行うときは、氏名、年月日、取扱商品名、買付、解約の別、数量、金額等の必要事項をもれなく当行所定の申込書に明確に記入し、お届け印を押印してください。

2 買付（設定）および解約の注文の単位については、当行が別途定めるところによるものとします。

(注文の受付または取次の停止)

第 12 条 次の各号の事由があるときは、買付（設定）または解約の注文の受付または取次を一時停止することができるものとします。

- ① 投信委託会社が、当該取扱商品の投資信託約款に基づき、その設定または解約を停止した場合
- ② 投信委託会社の免許取消および営業譲渡等ならびに受託会社の辞任等により、当該取扱商品の設定または解約が停止されている場合
- ③ 災害、事変等、不可抗力と認められる事由により、当行が受付または取次を行うことができない場合
- ④ その他当行がやむをえない事情により受付または取次を停止せざるをえないと判断した場合

(運用報告等の通知)

第 13 条 当行は、投信委託会社から、運用にかかる計算書および報告書を受領したときは、お客さまの届出の住所宛に送付します。

(買付注文の方法)

第 14 条 取扱商品の買付を注文するときは、当行所定の申込書に必要事項を全て記入し、お届け印を押印のうえ取扱店に提出してください。

- 2 買付注文の当行受付時限については、当行が別途定める場合または取扱商品の投資信託約款または目論見書に別段の定めがある場合を除き原則午後 2 時 30 分とし、当行は設定注文を投信委託会社に取次いたします。ただし、やむをえない事由がある場合には、注文日の翌営業日以後に買付注文を取次することがあります。
- 3 投資信託の財産資金管理を円滑に行うため、投信委託会社が大口の買付注文に対し制限を行うことがあります。

(買付注文の効力)

第 15 条 お客さまの買付注文は、当行がこれを取次し、投信委託会社と受託会社との間で信託が追加設定されたときに、その効力が発生するものとします。

(買付代金の払込)

第 16 条 取扱商品の金額指定の方法による買付注文があったときは設定代金の額（設定にかかる手数料および諸費用等を含みます。）を払い込むものとします。

- 2 前項による買付代金は、当行がお客さまに代わって、当該取引商品の投資信託委託会社に支払います。
- 3 第 1 項による買付代金に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価を支払いません。

(買付時の取扱い)

第 17 条 買付けた投資信託は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）、株式会社証券保管振替機構の社債等に関する業務規程および別途定める「投資信託受益権振替決済口座管理約款」ならびにこれらに関連する諸規則・諸規定に定めるところにより投資信託振替決済口座に記載または記録され、取り扱われるものとします。

(解約注文の方法)

第 18 条 取扱商品の解約を注文するときは、当行所定の申込書に必要事項を全て記入し、お届け印を押印のうえ取扱店に提出してください。

- 2 解約注文の当行受付時限については、当行が別途定める場合または取扱商品の投資信託約款または目論見書に別段の定めがある場合を除き原則午後 2 時 30 分とし、当行は解約注文を投信委託会社に取次いたします。ただし、やむをえない事由がある場合には、注文日の翌営業日以後に解約注文を取次することがあります。
- 3 ある取扱商品について同日に複数の解約の注文を受付けた場合に、当該解約手続の処理順序は当行の任意とします。
- 4 投資信託の財産資金管理を円滑に行うため、投信委託会社が大口の解約注文に対し制限を行うこと

があります。

(解約注文の効力)

第 19 条 お客さまの解約注文は、当行がこれを取次し、当該取扱商品の投資信託約款または目論見書に定められた投信委託会社と受託会社との間で信託が一部解約されたときに、その効力が発生するものとします。

(解約時の受益権の取扱い)

第 20 条 当行は、前条に定める解約注文の効力の発生を確認したのち、投信振替決済口座に記載または記録されている振替口座管理受益権については振替決済関連法律等の定めに従って取扱います。

(解約代金の決済)

第 21 条 第 18 条に定める解約の注文に基づき信託が一部解約されたのち、当行が投信委託会社より返還される解約代金から、各取扱商品の投資信託約款または目論見書に定める当該解約にかかる手数料、税金および諸費用等を差引いた残額（以下「解約手取金額」といいます。）を、別段の定めがないかぎり受渡日にお客さまの指定預金口座に自動的に入金します。

2 当行が投信委託会社から解約代金を受領するまでは、お客さまの指定預金口座に入金された解約手取金相当額につき当行はお客さまに対して返還請求をすることがあります。

(買取申込の方法)

第 22 条 各取扱商品の投資信託約款で定められている場合にかぎり、当行は取扱商品の受益権の買取の申込を受付けます。

2 取扱商品の買取を申し込むときは、当行所定の申込書に必要事項を全て記入し、お届出印を押印のうえ取扱店に提出してください。

3 買取の申込の受付時限については、別段の定めのない場合原則午後 2 時 30 分とします。

(買取時の受益権の授受)

第 23 条 当行が買取を承諾したときは、当行は当該受益権を取得します。なお、投信振替決済口座に記載または記録されている振替口座管理受益権については振替決済関連法律等の定めに従って取扱います。

(買取代金の決済)

第 24 条 当行が買取を承諾したときは、当該取扱商品の投資信託約款に定める価額に買取口数を乗じた金額から、当行所定の手数料、税金および諸費用等を差引いた残額を、受渡日にお客さまの指定預金口座に自動的に入金します。

(分配金・償還金等)

第 25 条 振替口座管理受益権について分配金および償還金（以下「償還金等」といいます。）は、当行がお客さまに代わって受領し、あらかじめ定められた方法により、お客さまの指定預金口座へ自動的に入金するか、または、この約款もしくは取扱商品の投資信託約款および累積投資約款にしたがって累積投資を行います。なお、償還金等を自動入金または累積投資するときは、当行はお客さまに代わって当該受益権について振替決済関連法律等の定めに従って取扱います。

2 前項の手続きにおいて、当行が諸法令および諸慣行等により手数料、税金および諸費用等を徴収された場合は、当該手数料等はお客さまの負担とし、償還金等から差引きます。

第 3 章 累積投資

(定義等)

第 26 条 累積投資とは、あらかじめ定められた方法により、振替口座管理受益権の分配金の金銭を対価として投資信託の買付の注文を行い、当該受益権を取得することをいいます。

2 本章に別段の定めがない取扱いについては、この約款の別の章および個別に契約する各取扱商品

(以下「個別ファンド」といいます。)に関する累積投資約款の定めるところにより取扱います。

(各累積投資契約の申込)

第 27 条 個別ファンドに関する累積投資契約は、当該個別ファンドの第 1 回払込金の払込みをもって契約の申込が行われたものとします。

(分配金の再投資等)

第 28 条 累積投資にかかる振替口座管理受益権の分配金は、当行がお客さまに代わって受領し、これを各累積投資約款に定められた方法により、この約款第 1 章および第 2 章の定めに基づいて投信委託会社への買付注文の取次および買付代金の払込を行います。

(累積投資契約にかかる累投受益権の換金)

第 29 条 お客さまが累投受益権の換金を請求する際には、当行は、各累投銘柄に係る累積投資約款で定める方法に従い算出した価額により各累投受益権を換金のうえ、所定の手数料、税金および諸費用等を差引いた残額を指定預金口座に自動的に入金します。

第 4 章 報 告

(取引報告書)

第 30 条 第 15 条、第 19 条により注文の効力が発生したことを確認したときは、当行は遅滞なくお客さまの届出の住所にあてて取引報告書を送付します。ただし、投資信託定時定額購入サービス規定に基づく買付注文の場合は、取引報告書の送付を省略します。

(取引残高報告書)

第 31 条 当行はお客さまのお取引が生じた場合（お取引がないときは当行所定の時期）に、当該受益権の取引明細および振替口座管理受益権の残高を記載した取引残高報告書を 3 ヶ月毎（3 月・6 月・9 月・12 月）に当該月末現在で作成し、お客さまの届出の住所にあてて送付します。当書類は、照合通知書を兼ねることとします。

- 2 取引残高報告書の記載内容にご不審な点があるときは、金融サービス事務センターに直接ご連絡ください。取引残高報告書の到着後、15 日以内にご連絡がなかった場合、当行はその記載事項のすべてについて承認いただいたものとして取り扱わせていただきます。
- 3 当行が届出のあった氏名または名称、住所にあてて取引残高報告書その他の送付書類を発送または通知を行った場合、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(運用報告書等)

第 32 条 投信委託会社から、当該取扱商品の投資信託約款または目論見書にしたがって発行される運用にかかる報告書等を受領したときは、遅滞なくお客さまの届出の住所にあてて送付します。

第 5 章 雑 則

(個人情報等の取扱い)

第 33 条 米国政府及び日本政府からの要請により、当行は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として次の各号に該当する場合および該当する可能性があるとして当行が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人またはその他の組織
- ③ FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外

受益者として扱われる者を除きます。)

(合意管轄)

第 34 条 お客さまと当行の間のこの契約に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所といたします。

(約款の変更)

第 35 条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されるときがあります。なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限する、若しくはお客さまにあらたな義務を課するものと当行が判断するときは、その改定事項をお客さまに通知します。この場合、所定の期日までに異議の申し立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

以 上

平成 26 年 7 月

投資信託受益権振替決済口座管理約款

(この約款の趣旨)

第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）を株式会社北都銀行（以下「当行」といいます。）に開設するに際し、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

(振替決済口座)

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
- 3 当行は、お客さまが投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客さまから当行所定の投資信託総合取引申込書によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

- 2 当行は、お客さまから投資信託総合取引申込書による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。
- 3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客さまには、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

- 2 この契約は、お客さままたは当行からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当行への届出事項)

第5条 投資信託総合取引申込書に押印された印影および記載された氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の印鑑（以下「お届出印」といいます。）、氏名または名称、住所、生年月日等とします。

(振替の申請)

第6条 お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- ①差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
- ②法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他機構が定めるもの
- ③分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ④償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ⑤償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振

替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

⑥ 販社外振替 (振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。)を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの

イ. 分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日 (振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。)

ロ. 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日

ハ. 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日 (当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

ニ. 償還日前営業日 (当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

ホ. 償還日

ヘ. 償還日翌営業日

⑦ 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの。

2 お客さまが振替の申請を行うにあたっては、当行が定める所定の日までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、お届出印 (または署名) により署名捺印 (または署名) してご提出ください。

① 当該振替において減少及び増加の記載または記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数

② お客さまの振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別

③ 振替先口座及びその直近上位機関の名称

④ 振替先口座において、増加の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別

⑤ 振替を行う日

3 前項第1号の口数は、1口の整数倍 (投資信託受益権約款に定める単位 (同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位) が1口超の整数の場合には、その単位の整数倍とします。) となるよう提示しなければなりません。

4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、第2項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。

5 当行に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

(他の口座管理機関への振替)

第7条 当行は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当行は振替の申し出を受け付けられないことがあります。また、当行で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項 (当行及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等) をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われなことがあります。

2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申し込みください。この場合、当行所定の手数料を申し受けることがあります。

(担保の設定)

第8条 お客さまの投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当行が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

(抹消申請の委任)

第9条 振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、償還またはお客さまの請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客さまから当行に対し振替法に

基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客さまに代わってお手続きさせていただきます。

(償還金、解約金及び分配金の代理受領等)

第 10 条 振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金及び分配金の支払いがあるときは、当行がお客さまに代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、あらかじめ定められた方法により、お客さまの指定預金口座へ自動的に入金するか、または、投資信託総合取引約款もしくは累積投資約款にしたがって累積投資を行います。

(お客さまへの連絡事項)

第 11 条 当行は、投資信託受益権について、次の事項をお客さまにご通知します。

- ①償還期限（償還期限がある場合に限りです。）
- ②残高照合のための報告
- 2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年 1 回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審な点があるときは、速やかに金融サービス事務センターに直接ご連絡ください。
- 3 当行が届出のあった氏名または名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(届出事項の変更手続き)

第 12 条 印章を失ったとき、または印章、氏名または名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、当行所定の本人確認書類をご提出願うことがあります。

- 2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第 1 項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所をもってお届け印、氏名または名称、住所等とします。

(当行の連帯保証義務)

第 13 条 機構が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限りです。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ①投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者でないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務
- ②その他、機構において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第 14 条 当行は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当行が指定販売会社となっていない銘柄その他の当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

- 2 当行は、当行における投資信託受益権の取扱いについて、お客さまにその取扱いの可否を通知します。

(解約等)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の

通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ①お客さまから解約の申し出があった場合
- ②お客さまが手数料を支払わないとき
- ③お客さまがこの約款に違反したとき
- ④お客さまが第19条に定めるこの約款の変更不同意なとき
- ⑤やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

2 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。

(解約時の取扱い)

第16条 前条に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権及び金銭については、当行の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第17条 法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第18条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ①第12条第1項による届出の前に生じた損害
- ②依頼書、諸届その他の書類に使用された印影をお届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③依頼書に使用された印影がお届出印と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、または第10条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥第17条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

(この約款の変更)

第19条 この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限する、若しくはお客さまにあらたな義務を課するものと当行が判断するときは、その改定事項をお客さまに通知します。この場合、所定の期日までに異議の申し立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

以上

平成26年7月

累積投資約款（株式投資信託用）

（この約款の趣旨）

- 第1条** この約款は、株式会社北都銀行（以下「当行」といいます。）を通じて取引する当行所定の追加型投資信託について、その受益者（以下「お客さま」といいます。）と当行との間の累積投資に関する取り決めです。以下、当行所定の個々の投資信託のことを「個別ファンド」、またその委託者のことを「投信委託会社」といいます。
- 2** この約款に別段の定めがないときには、個別ファンドの投資信託約款、投資信託説明書（目論見書）および「投資信託総合取引約款」（以下「総合取引約款」といいます。）等にしたがって取り扱います。

（累積投資の申込方法）

- 第2条** お客さまは所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、押印し、これを当行の本支店（以下「取扱店」といいます。）に提出することによって契約を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り契約を締結することができます。
- 2** 当行は前項の申込みを受け、当行が承諾した場合には直ちに個別ファンドの累積投資口座を設定します。
- 3** 投資信託定時定額購入サービス（以下「定時定額購入サービス」といいます。）の対象となっている個別ファンドについては、当該定時定額購入サービスの開始により自動的に当該個別ファンドの累積投資契約が成立し、当該個別ファンドの累積投資口座が設定されます。

（買付代金の払込み）

- 第3条** お客さまは、個別ファンドの買付けにあてるため、1回の買付けにつき1万円以上1円単位の金銭（以下、「払込金」といいます。）をその口座に払い込むことができます。ただし、第1回目の払込金はこれを契約申込時に払い込むものとし、第2回目以降は随時払い込むものとしします。

（買付時期・価額）

- 第4条** 当行はお客さまから買付けの申込があったときは、個別ファンドの投資信託約款又は目論見書等（以下「目論見書等」といいます。）に規定する基準および方法に従い、遅滞なく個別ファンドの買付けを行います。ただし、買付申込日が目論見書に記載の申込不可日にあたる場合は、買付申込の取扱いはできません。この場合においては、買付の申込があった日の翌営業日扱いとなります。
- 2** 前項の買付申込の際に指定する金額は、個別ファンドの目論見書等に規定する所定の価額（以下「販売基準価額」といいます。）に設定口数を乗じ、所定の手数料および消費税相当額を加えた金額とします。
- 3** 買付けられた個別ファンドの所有権ならびにその分配金または元本に対する請求権は、当該買付のあった日からお客さまに帰属するものといたします。

（受益権の管理）

- 第5条** この約款によって取得された個別ファンドは、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）で管理いたします。なお、振替決済口座の管理は別に定める「投資信託受益権振替決済口座管理約款」に基づき管理いたします。

（分配金の再投資）

- 第6条** 前条の管理にかかる個別ファンドの分配金は、当行がお客さまに代わって受領のうえ、お客さまの口座に繰入れ、その金額をもって決算日の価額により個別ファンドを買い付けます。なお、この場合、買付けの手数料は無料とします。

（返 還）

- 第7条** 当行は、この累積投資契約にもとづく個別ファンドについて、お客さまからその返還を請求されたときは換金のうえ、当行所定の手数料、信託財産留保額、税金等を差引き、その代金を返還いた

します。この場合の換金金額および換金手数料については、個別ファンドの目論見書等に記載の方法にしたがい取り扱います。ただし、目論見書等に記載の換金請求不可日にあたる場合は、返還請求の取扱いはできません。

2 前項の請求は、当行所定の手続きによってこれを行うものとします。

(解 約)

第8条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

- ①お客さまから解約の申し出があったとき
- ②当行が当該個別ファンドの累積投資業務を営むことができなくなったとき
- ③この契約にかかる個別ファンドが償還されたとき
- ④お客さまと当行との間で締結された投資信託総合取引約款に基づく契約が解約されたとき
- ⑤やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

2 この契約が解約されたとき、当行は遅滞なく保管中の個別ファンドを第7条に準じて、お客さまに返還いたします。

(届出事項の変更)

第9条 改名、転居および届出印の変更など届出事項に変更があったときは、お客さまは所定の手続により、遅滞なく当行に届出いただきます。

2 前項の届出があったとき、当行は戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

(免責事項)

第10条 当行は、次の各号のいずれかによって生じた損害については、その責を負いません。

- ①届出印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この累積投資契約に基づく個別ファンド返還代金の金銭を返還した場合
- ②印影がお届出印と相違するためにこの契約に基づく個別ファンド返還代金の金銭を返還しなかった場合
- ③天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく個別ファンドの買付けもしくは個別ファンド返還代金の金銭の返還が遅延した場合

(その他)

第11条 当行は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

(合意管轄)

第12条 お客さまと当行の間のこの約款に関する訴訟については、当行本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

(約款の変更)

第13条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限する、若しくはお客さまにあらたな義務を課するものと当行が判断するときは、その改定事項をお客さまに通知します。この場合、所定の期日までに異議の申し立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

以 上

平成26年7月

累積投資約款（ダイワMMF用）

（このファンドは現在販売停止しております。）

（この約款の趣旨）

- 第1条** この約款は、株式会社北都銀行（以下「当行」といいます。）を通じて取引する、大和証券投資信託委託株式会社（以下「投信委託会社」といいます。）の設定するダイワMMF（マネー・マネージメント・ファンド）（以下「このファンド」といいます。）について、お客さまと当行との間の累積投資に関する取り決めです。
- 2** この約款に別段の定めがないときには、このファンドの投資信託約款（以下「投資信託約款」といいます。）、投資信託総合取引約款（以下「総合取引約款」といいます。）および投資信託受益権振替決済口座管理約款等にしたがって取り扱います。

（累積投資の申込方法）

- 第2条** お客さまは所定の申込書に必要事項を記入のうえ、記名押印し、これを当行に提出することによって累積投資契約（以下「この契約」といいます。）を申込みのものとし、当行が承諾のうえ、このファンドの累積投資口座を開設した場合に限り取引を開始するものとします。ただし、すでにほかの取扱商品において累積投資契約が締結されているときは、このファンドの買付の申込みをもって、このファンドの累積投資契約の申込みがあったものとして取り扱います。

（買付代金の払込み）

- 第3条** お客さまは、このファンドの買付にあてるため、1回の買付につき1円以上の金銭（以下、「払込金」といいます。）を随時その累積投資口座に払い込むことができます。ただし、第1回目の払込金は、これを累積投資口座申込のときに払い込むものとします。

（買付時期・価額）

- 第4条** 当行はお客さまから買付の申込があったとき、お客さまから買付の申込みがあった日の午前11時30分以前に払込金の受入れを当行が確認できたものについては当日に、午前11時30分を過ぎて申込日に払込金を受け入れるものについては申込日の翌営業日に買付を行います。ただし、払込金を申込日の午前11時30分以前に受入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回っているときは、買付の申込みに応じないものとします。なお、上記の「払込金の受入れを当行が確認できたもの」とは、お客さまが買付の申込みをした当行の取引店内で確認されたものに限りします。
- 2** 前項の買付価額は、買付日の前日の基準価額といたします。
- 3** 申込日の午前11時30分を過ぎて払込金を受入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、第1号および第2号の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に買付にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に買付けを行います。
- 4** 買付けられたこのファンドの所有権ならびにその分配金又は元本に対する請求権は、当該買付のあった日からお客さまに帰属するものといたします。

（管理）

- 第5条** この約款によって取得されたこのファンドは、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）で管理いたします。なお、振替決済口座の管理は別に定める「投資信託受益権振替決済口座管理約款」に基づき管理いたします。

（分配金の再投資）

- 第6条** 前条にかかるこのファンドの分配金は、前月の最終営業日（その翌日以降に買付けた場合については、当該買付日）から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日にお客さまに代わって当行が受領のうえ、お客さまの口座に繰入れ、その金額をもって当月最終営業日の前日の基準価

額により買い付けます。

- 2 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、前項の規定にかかわらず、最終営業日以降、最初に買付にかかる基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に買い付けを行います。ただし、元本価額に復さないため、買い付けが相当の期間行えない場合は、当行は分配金等の全額より税金等を差し引いた金額をお客さまの指定預金口座に入金します。

(返 還)

第7条 お客さまは、自己の所有するこのファンドについて返還を当行に請求することができます。この請求は、当行所定の手続きによってこれを行うものとします。

- 2 当行は、前項の返還請求にかかるこのファンドについて返還請求があった日の翌営業日(以下、「受渡日」といいます。)の前日の基準価額により、これを換金し、その金銭の引渡しをもって返還にかえるものとします。ただし、受渡日が取得日から30日未満の場合は、投信委託会社に代わって、このファンド1万口につき10円を信託財産留保額として申し受けます。

- 3 第1項の換金にかかるファンドについての取得日(前月以前の取得分については前月の最終営業日)から受渡日の前日までの決算分の果実は、換金代金とともにお支払いいたします。

(解 約)

第8条 この累積投資契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

- ①お客さまから解約の申し出があったとき
- ②当行が累積投資業務を営むことができなくなったとき
- ③この契約にかかるこのファンドが償還されたとき
- ④お客さまと当行との間で締結された投資信託総合取引約款に基づく契約が解約されたとき。
- ⑤やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。

- 2 この契約が解約されたとき、当行は遅滞なく保管中のこのファンドおよび分配金を、第7条に準じてお客さまに返還いたします。

(届出事項の変更)

第9条 改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、お客さまは所定の手続により、遅滞なく当行に届出いただきます。

- 2 前項の届出があったとき、当行は戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等を提示いただくことがあります。

(免責事項)

第10条 当行は、次の各号のいずれかによって生じた損害については、その責を負いません。

- ①届出印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この累積投資契約に基づくこのファンド返還代金の金銭を返還した場合
- ②印影が届出印と相違するためにこの契約に基づくこのファンド返還代金の金銭を返還しなかった場合
- ③天災地変その他不可抗力により、この契約に基づくこのファンドの買付けもしくはこのファンド返還代金の金銭の返還が遅延した場合

(その他)

第11条 当行は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

(合意管轄)

第12条 お客さまと当行の間のこの約款に関する訴訟については、当行本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

(約款の変更)

第 13 条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限する、若しくはお客さまにあらたな義務を課するものと当行が判断するときは、その改定事項をお客さまに通知します。この場合、所定の期日までに異議の申し立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

以 上

平成 26 年 7 月

特定口座約款

(この約款の趣旨)

- 第1条** この約款は、お客さま（個人のお客さまに限ります。以下同じとします。）が株式会社北都銀行（以下「当行」といいます。）において開設する特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定する特定口座をいいます。）に関する事項を定めるものです。また、お客さまが特定口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるために当行に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、規定される上場株式配当等受領委任契約の内容および当行との権利義務に関係する事項を定めるものです。
- 2** 特定口座に関するお取引は、関係法令等およびこの約款に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引約款」等他の約款・規定に定めるところによるものとします。

(定義)

- 第2条** この約款における用語の定義は租税特別措置法および同法施行令により次のとおり定められています。

特定口座開設届出書	特定口座開設を届け出するための書類としての書類として租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定するもの
特定口座内保管上場株式等	租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定する特定口座にかかる振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等
特定口座源泉徴収選択届出書	特定口座での源泉徴収選択を届け出するための書類として租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定するもの
特定保管勘定	租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定する特定口座にかかる振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等につき、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定
特定上場株式配当等勘定	租税特別措置法第37条の11の6第4項第2号に規定する上場株式配当等受領委任契約に基づき源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等につき、当該上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定
源泉徴収選択口座	租税特別措置法第37条の11の4第項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書が提出された特定口座
上場株式等の配当等	源泉徴収選択口座を有するお客さまが支払を受ける租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等
源泉徴収選択口座内配当等	上場株式等受領委任契約に基づき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れられた上場株式等の配当等
源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書	租税特別措置法第37条の11の6第1項の規定適用を受けるために届け出するための書類として同法第37条の11の6第2項および同法施行令第25条の10の13第2項に規定するもの
源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書	上場株式等の配当等につき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定への受入れをやめることを依頼する書類として租税特別措置法第37条の11の6第3項および同法施行令第25条の10の13第4項に規定するもの
源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書	上場株式等の配当等につき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定への受入れをやめることを依頼する書類として租税特別措置法第37条の11の6第3項および同法施行令第25条の10の13第4項に規定するもの
特定口座異動届出書	特定口座開設届書の記載事項の変更を届け出するための書類として租税特別措置法施行令第25条の10の4に規定するもの
特定口座廃止届出書	特定口座を廃止するための書類として租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定するもの
特定口座開設者死亡届出書	特定口座開設者の死亡を届け出するための書類として租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定するもの

(特定口座の開設)

- 第 3 条** お客さまが特定口座の開設を申し込むに当たっては、あらかじめ、当行に対し、租税特別措置法 37 条の 11 の 3 第 3 第 1 項に規定する特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際、お客さまは住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の確認書類をご提出いただき、氏名、生年月日および住所等について確認させていただきます。
- 2** お客さまが特定口座内保管上場株式等（当行の場合は、公募株式投資信託の投資信託受益権をいいます。以下同じ）の譲渡による所得について源泉徴収を希望する場合には、あらかじめ、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までに当行に対し、特定口座源泉徴収選択届出書をご提出していただきます。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客さまから希望しない旨のお申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。年の最初に特定口座内保管上場株式等の譲渡をした後は、当該年内は特定口座内における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。
- 3** お客さまは当行に複数の特定口座を開設することができません。

(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)

- 第 4 条** お客さまが源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、その年の最初の配当等支払確定日までに、または、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等までに、当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しなければなりません。
- 2** お客さまが源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、その年の最初の配当等支払確定日までに、または、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡までに、当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出しなければなりません。

(特定保管勘定における振替口座簿への記録等)

- 第 5 条** 特定口座に係る特定口座保管上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、特定保管勘定において行います。

(特定口座を通じた取引)

- 第 6 条** お客さまが当行との間で行う第 5 条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）に関する取引に関しては、特にお申出がない限り、特定口座を通じて行います。

(所得金額等の計算)

- 第 7 条** 特定口座における特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得金額の計算の計算および源泉徴収選択口座内配当等に係る所得金額の計算は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 6 項および関係政省令に基づき行われます。

(特定口座に受け入れる上場株式等の範囲)

- 第 8 条** 当行はお客さまの特定保管勘定に、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。
- ① お客さまが特定口座開設届出書の提出後に、当行で購入の申込みをされた公募株式投資信託の投資信託受益権で、その取得後直ちにお客さまの特定口座に受け入れるもの。
 - ② お客さまが、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した公募株式投資信託の投資信託受益権のうち、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者が当行に開設していた特定口座または特定口座以外の口座に係る振替口座簿に引き続き記載または記録がされているもので、当行所定の方法によりお客さまの特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）により受け入れるもの
 - ③ その他当行所定の方法で特定口座へのお預け入れをお申込みされた公募株式投資信託の投資信託受益権で当行が認めるもの

(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

第 9 条 当行は、お客さまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの（当該源泉徴収口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります。）のうち、当行が当該上場株式等の配当等とその支払をする者から受取った後直ちにお客さまに交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

(譲渡の方法)

第 10 条 特定保管勘定において記載もしくは記録がされ、又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、お客さまから当行への解約のお申出による方法、当行に対して譲渡する方法のいずれかにより行うものとします。

(源泉徴収・還付)

第 11 条 当行は、お客さまが特定口座源泉徴収選択届出書の提出において、源泉徴収ありを選択いただいた場合には、租税特別措置法、地方税法、その他関係法令の規定に基づき、特定口座内保管上場株式等の所得について、所得税および地方税の源泉徴収または還付を行います。

2 源泉徴収は、特定口座内上場株式等の譲渡の対価に相当する金額を指定預金口座（投資信託総合取引約款で定める指定預金口座をいいます。以下同じ。）に入金した後、直ちに指定預金口座より引き落とす方法で行います。

3 源泉徴収した税金について還付を行う場合は、指定預金口座へ入金します。

(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)

第 12 条 特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当行はお客さまに対し、租税特別措置法施行令の定めるところにより計算した取得費等の金額、取得の日および当該取得日に係る上場株式等の数等を書面により通知します。

(相続または遺贈による特定口座への受入れ)

第 13 条 当行は、第 8 条第 2 項に規定する移管は、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 15 項第 3 号または第 4 号および同法施行令第 25 条の 10 の 2 第 16 項から第 19 項までに定めるところにより行います。

(特定口座年間取引報告書の送付)

第 14 条 当行は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 号および第 8 号に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに、お客さまに送付します。また、第 16 条（特定口座の廃止）により特定口座が廃止されたときは、当行は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに送付します。

2 当行は、特定口座年間取引報告書 2 通を作成し、1 通はお客さまへ送付し、1 通は税務署に提出します。

3 前各項の規定にかかわらず、その年中またはその年初から解約までの期間に特定口座内保管上場株式等の譲渡および源泉徴収選択口座で受領する上場株式等の配当金等がない場合は、お客さまの請求があるときを除き、お客さまへの交付を省略できるものとします。

4 当行は、租税特別措置法第 37 条の 11 第 9 項に定める特定口座年間取引報告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関し、取扱いをしないことがあります。

(届出事項の変更)

第 15 条 第 2 条に基づく特定口座開設届出書の提出後に、お客さまの氏名、住所など当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときは、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 4 の規定によりお客さまから遅滞なくその旨を記載した特定口座異動届出書を当行にご提出していただきます。その変更が氏名または住所に係るものであるときは、お客さまから住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類をご提出いただき、氏名、生年月日および住所等について確認させていただきます。

(特定口座の廃止)

第 16 条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客さまの特定口座は廃止されるものとします。

- ① お客さまからの解約のお申出があったとき。この場合、お客さまには特定口座廃止届書を当行に提出していただきます。
- ② お客さまが海外転勤等の出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき。この場合、租税特別措置法施行令により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。
- ③ お客さまの相続人から当行に対して特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき。
- ④ お客さまと当行との間で締結された投資信託総合取引約款に基づく契約が解約されたとき。
- ⑤ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。
- ⑥ この約款の変更にお客さまが同意されないとき。

2 前項各号のいずれかに該当するときは、当行はお客さまに代わり特定口座内保管上場株式等について一般口座への移管ができるものとします。

(法令・諸規則等の適用)

第 17 条 この約款に定めのない事項については、租税特別措置法、地方税、関係政省令、諸規則等および当行の定めに従って、取り扱うものとします。

(免責事項)

第 18 条 お客さまが、第 15 条の変更の手続きを怠ったこと、その他の当行の責めに帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、ならびに、この約款の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

(合意管轄)

第 19 条 お客さまと当行の間のこの約款に関する訴訟については、当行本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

(約款の変更)

第 20 条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されるときがあります。なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限する、若しくはお客さまにあらたな義務を課するものと当行が判断するときは、その改定事項をお客さまに通知します。この場合、所定の期日までに異議の申し立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

以 上

平成 26 年 7 月

投資信託定時定額購入サービス規定

(この規定の趣旨)

- 第1条** この規定は、お客さまと株式会社北都銀行（以下「当行」といいます。）との投資信託の定時定額購入サービスによる取引（以下「本サービス」といいます。）に関する取り決めです。
- 2** この規定に別段の定めがないときには、申込書に指定された指定購入投資信託の投資信託約款、目論見書及び「投資信託総合取引約款」ならびに各預金規定の規定により取り扱います。

(買付銘柄の選定)

- 第2条** 本サービスによって買付けできる投資信託は、当行が選定する累積投資銘柄（以下、「選定銘柄」といいます。）とします。
- 2** お客さまは、選定銘柄の中から1以上の銘柄を指定し、買付申込みを行うものとします。（指定された銘柄を以下、「指定銘柄」といいます。）

(申込方法)

- 第3条** お客さまは、当行所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名および投資信託総合取引約款で定める指定預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）のお届出印を押印し提出することにより申し込むものとし、当行が承諾した場合に本サービスを開始するものとします。
- 2** 本サービスに利用にあたっては、指定銘柄の累積投資口座を開設するものとします。

(買付代金の引落)

- 第4条** 毎月1回、お客さまがあらかじめ指定する日（以下、「指定引落日」といいます。）にあらかじめ指定する金額以上1,000円の整数倍の金額（以下「指定引落金額」といいます。）、増額月にはお客さまがあらかじめ指定した増額する金額を指定預金口座から自動引落しを行い、当該指定銘柄の累積投資約款の定めに従って買付申込を行います。
- 2** 前項の自動引落しにあたっては、当座勘定規定又は普通預金規定にかかわらず、小切手の振出、預金通帳および預金払戻請求書の提出は不要とし、当行所定の方法で行います。
- 3** 投資信託の買付申込は指定引落日の翌営業日に行います。翌営業日が当該指定銘柄の目論見書上、買付申込が行えない日にあたる場合は、当該日以降で当該指定銘柄の買付申込が最初となる銀行の営業日を買付申込日とします。

(手数料)

- 第5条** 第4条第1項の指定引落金額は、当該指定銘柄の買付代金に加えて、それに係るお申込手数料および消費税相当額を含みます。

(指定引落日の読み替え)

- 第6条** 本サービスにかかる「指定引落日」は、次の各号のとおり読み替えます。（この読み替えは、この規定において適用します。）
- ①当月に指定引落日の応答日が銀行の営業日にあたる場合は、その応答日
- ②当月に指定引落日の応答日が銀行の休業日にあたる場合は、その応答日の翌営業日

(残高不足時の取扱)

- 第7条** 本サービスにかかる自動引落しは、指定引落日における指定預金口座の残高が指定引落金額を下回らない場合に実施することとします。
- 2** 前項における残高には、総合口座又はカードローン口座において当座貸越を利用できる範囲内の金額は含まないものとします。
- 3** 指定引落日において指定預金口座の残高が指定引落金額に満たない場合は、当行はお客さまに通知することなく、その月の自動引落しを行いません。
- 4** 複数の指定銘柄を選択されているお客さまの指定預金口座の残高がその指定引落金額の総額に満たない場合は、そのいずれの銘柄を買い付けるかは当行の任意とします。
- 5** 指定引落日当日における入金は、本規定に基づく指定引落金額として充当されない場合があります。

(本サービスの指定内容の変更)

第 8 条 指定引落日又は指定引落金額等を変更する場合には、あらかじめ当行所定の書類により届け出てください。指定引落日を含む 5 営業日前までに届出がある場合は、次回指定引落日より変更します。なお、内容によっては変更に応じられない場合もあります。

(取引および残高の通知)

第 9 条 当行は、当該取引に基づくお客さまへの取引明細および残高明細の通知を四半期に 1 回、書面にて通知するものとします。

2 本サービスに関する諸通知が、転居・不在その他お客さまの責めに帰すべき事由により延着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。

(選定銘柄の除外)

第 10 条 選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。

- ①当該選定銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- ②その他当行が必要と認めた場合

(解 約)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、積立投資信託契約は解約されるものとします。

- ①お客さまから当行に対し、所定の書類により終了の申し出があったとき（振替日を含む 5 営業日前までに申出がある場合は、次回指定引落日より自動引落しを停止します。）
- ②引き続き 6 ヶ月以上、本規定に基づく自動引落しが行なわれないとき
- ③お客さまと当行との間で締結された投資信託総合取引約款に基づく契約が解約されたとき。
- ④当行が本サービスや累積投資業務を営むことができなくなるなど、やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- ⑤この規定の変更にお客さまが同意されないとき

(免責事項)

第 12 条 当行は、次の場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ①当行が当行所定の書類に押印された印影とお届けの印影とを、相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて所定の手続きを行ったとき
- ②天災地変その他の不可抗力、投信委託会社等の責に帰すべき事故、または電信もしくは郵便の誤謬・遅延等当行の責に帰することのできない事由があるとき

(その他)

第 13 条 当行は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価を支払いません。

(合意管轄)

第 14 条 お客さまと当行の間のこの約款に関する訴訟については、当行本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

(規定の変更)

第 15 条 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限する、若しくはお客さまにあらたな義務を課するものと当行が判断するときは、その改定事項をお客さまに通知します。この場合、所定の期日までに異議の申し立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取扱いします。

以 上
平成 26 年 7 月

インターネット投資信託取引サービス規定

(この規定の趣旨)

- 第1条** この規定は、お客さまと株式会社北都銀行（以下、「当行」といいます。）とのインターネット投資信託取引サービス（以下、「本サービス」といいます）に関して、その取扱等を定めるとともに、お客さまと当行との間の権利義務関係を明確にすることを目的とします。
- 2** 別段の定めがないときには、申込書に指定された指定購入投資信託の投資信託約款、目論見書及び「証券投資信託総合取引約款」等の約款・規定ならびに各預金規定により取り扱います。

(法令等の遵守)

- 第2条** 本サービスの利用にあたっては、当行およびお客さまは日本国内の法令、諸規則ならびにこの規定等を遵守するものとします。なお、法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、当行は、この規定を変更することがあり、本サービスは変更後の規定に従うこととします。

(本サービスの内容)

- 第3条** インターネット投資信託取引サービスとは、お客さまがパーソナルコンピュータ（以下、「端末」といいます）を通じてインターネットにより投資信託受益権（以下、「受益権等」といいます）に関わる購入、解約等、ならびに定時定額購入サービスに関わる申込み、変更、中止等の取引（以下、「投資信託取引」といいます。）の手続きを行うサービスをいいます。

(利用対象者)

- 第4条** 本サービスの利用対象は、次の各号の条件を満たすお客さまとします。
- ①日本国内に居住する個人のお客さま
 - ②本サービスのお申込み時点で満20歳以上80歳未満のお客さま
 - ③当行に普通預金口座（総合口座）をお持ちのお客さま
 - ④当行に投資信託振替決済口座（保護預かり口座）（以下、「投信振替決済口座」といいます）をお持ちのお客さま
 - ⑤eメールアドレスをお持ちのお客さま
 - ⑥電子交付サービスをご利用できるお客さま
 - ⑦当行が本サービスの利用が適当であると認めたお客さま

(利用時間)

- 第5条** 本サービスの利用時間は、当行が別途定めた時間内とします。ただし、当行は、取扱時間をお客さまに通知することなく変更する場合があります。また、取扱時間は取引により異なる場合があります。
- 2** 前項の時間内にかかわらず、システムのメンテナンスやシステム障害の発生により、ご利用時間中であってもお客さまに通知することなく、本サービスの全部又は一部のご利用を一時停止または中止することがあります。なお、利用時間は当行システムが保持する時刻を基準とします。

(利用限度額)

- 第6条** 本サービスの利用限度額は、お客さまの指定預金口座の残高を上限とします。利用限度を超えた取引依頼については、当行は取引を行う義務を負いません。なお、総合口座を指定預金口座として設定いただいている場合でも、購入金額の引落しの結果、お客さまの指定預金口座が貸越となる場合は引落しを行わないものとします。
- 2** 指定預金口座から引落しについては、預金規定にかかわらず、通帳・払戻請求書の提出を受けることなく、指定預金口座から引き落とすものとします。

(本人確認)

- 第7条** 当行は、お客さまが本サービスの申し込むことにより、お客さまご本人を確認するための「ログインID」と「初期パスワード」を記載した「インターネット投資信託パスワード発行のお知らせ」

を発行します。

- 2 初回ログインに際して、それ以降お客さまご本人であることを確認するための「パスワード」を端末の画面から変更するものとします。
- 3 本サービスでは、当行に登録されている「ログインID」及び「パスワード」（以下、「本人確認情報」といいます）とお客さまが端末の画面上に入力した本人確認情報の内容の一致により、次の各号の事項が確認できたものとして取扱います。
 - ①お客さまの有効な意思による申込みであること。
 - ②当行が受信した依頼内容が真正なものであること。

（本人確認情報の管理）

第8条 本人確認情報は、お客さま自身の責任において、厳重に管理するものとし、お客さまは第三者へ開示、譲渡及び貸与をしないものとします。いかなる名目であっても当行から、本サービスの本人確認情報を聴取等することはありません。また、公的機関を名乗る者による照会であっても、その正当性を確認した上で、お客さまの責任において回等される必要があります。

- 2 パスワードは、生年月日や電話番号、同一数字等他人から推測されやすい番号の指定をさけ、一定期間毎又は不定期に更新するものとします。
- 3 本人確認情報につき盗用又は不正使用その他の恐れがある場合は、当行に直ちに連絡してください。この連絡を受けた場合は、直ちに本サービスを停止します。なお、連絡前に生じた損害については、当行に過失のある場合を除き、当行は責任を負いません。また、お客さまが本サービスの取扱いを再開する場合は、当行所定の手続きをとるものとします。
- 4 本サービスの利用について、誤った本人確認情報の入力が入行所定の回数を連続して行われた場合、その時点で当行は本サービスの利用を停止します。お客さまが本サービスの取扱いの再開を求める場合は、当行所定の手続きをとるものとします。

（取引の依頼）

第9条 本サービスによる取引の依頼は、第6条に従った本人確認が終了後、お客さまが取引に必要な事項を当行所定の方法で当行に伝達することにより行うものとします。

- 2 投信振替決済口座約款等の規定にかかわらず、購入・解約の申込書等の提出を受けることなく、投資信託の購入・解約を行うものとします。

（注文依頼の取消・変更）

第10条 注文依頼を受け付けた後の注文内容の変更はできないものとします。ただし、注文依頼の取消は、当行に注文の処理開始前に限りお客さまは端末により所定の方法により取消することが可能です。処理開始後は端末による取消しは行えません。また、次の各号の場合は注文依頼が取消されたものとして取扱います。

- ①購入注文の処理時点で、指定預金口座の残高が購入金額に満たない場合。ただし、1日に複数の注文依頼があり、その総額が指定預金口座の残高を超える場合、そのいずれの処理を行うかは当行の任意とします。
- ②購入注文の処理時点で、指定預金口座、投信振替決済口座に支払停止の事由（口座の解約、差押など正当な事由による支払停止等）がある場合。
- ③定時定額購入サービスにおいて当行が指定した銘柄及び金額の条件を満たさない注文の依頼があった場合。

（注文内容の確認）

第11条 注文処理後、お客さまは取引報告書により注文結果を確認するものとします。万一、注文内容に相違がある場合は、直ちにその旨を当行に連絡するものとします。

- 2 注文処理結果に依頼内容と相違する場合において、お客さまと当行の間で疑義が生じた場合は、当行のコンピュータに記録された内容を正当なものとして取扱うものとします。

（解約）

第12条 当行は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスを解約できるものとします。

- ①お客さまが、当行所定の方法により、本サービスの解約を申し出られ、当行がこれを承諾した場合。
- ②お客さまの「投資信託受益権振替決済口座管理約款」に基づく投資信託振替決済口座が解約された場合。
- ③お客さまが、第2条に定める法令等に違反した場合。
- ④お客さまが本規定に違反した場合。
- ⑤当行が合理的な理由をもって利用中止が適当であると判断した場合。
- ⑥当行の判断により、当行すべてのお客さまに対し、本サービスの提供を終了した場合。

(免責事項)

第13条 次の各号の事由により本サービス場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ①通信機械、回線、コンピュータ等の障害により、本サービスの取扱いが遅延若しくは不能となった場合又は本サービスに関して当行から送信した情報が表示遅延若しくは表示不能となった場合があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。システム障害等が発生した場合は、利用時間中であっても利用者に予告なく、本サービスの提供を一時停止することがあります。
- ②当行がこの規定による本人確認方法によりお客さまからの依頼としてこのサービスの取扱いを受け付けた場合に、ログインID、ログインパスワード又は投資信託口座番号に不正使用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。
- ③インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことによりログインID、ログインパスワードが漏洩した場合があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。
- ④災害、事変等当行の責に帰すことのできない事由又は裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、本サービスの取扱いが遅延又は不能となった場合があつた場合でもそれにより生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。

(通信経路における安全対策)

第14条 お客さまは、本サービスの利用に際し、インターネット等の通信経路の特性及び本サービスで当行が講じる安全対策等に了承しているものとみなします。

(合意管轄)

第15条 本サービスに関し、お客さまと当行との間で訴訟若しくは調停の必要が生じた場合、当行本店の所在地を管轄する裁判所を指定することができるものとします。

以 上

平成23年6月

電子交付サービスご利用規定

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、投資信託取引報告書等のお客さまへの書面の交付に代えて、電磁的方法により交付（以下、「電子交付」といいます）するサービス（以下、「本サービス」といいます）に関して、その取扱等を定めるとともに、お客さまと当行との間の権利義務関係を明確にすることを目的とします。

(法令等の遵守)

第2条 本サービスの利用にあたっては、当行およびお客さまは日本国内の法令、諸規則ならびにこの規定等を遵守するものとします。なお、法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、当行は、この規定を変更することがあり、本サービスは変更後の規定に従うこととします。

2 この規定に定めのない事項については、「インターネット投資信託取引サービス規定」により取扱います。

(電子交付書面の種類)

第3条 当行が、本サービスにより電子交付する書面の種類は次の各号に定めるものとします。

- ① 目論見書（交付目論見書）
- ② 目論見書補完書面
- ③ 取引報告書
- ④ 分配金報告書
- ⑤ 再投資報告書

2 当行が対象書面を変更する場合は、事前にホームページへの掲示、その他当行が定める方法により公表するものとし、これによりお客さまから電子交付を行うことの承諾を受けたものとして取扱いします。

(本サービスの方法)

第4条 当行が行う本サービスは、「インターネット投資信託」の投資信託取引サービスの認証内ホームページ（以下、「当該ホームページ」といいます）において、書面の記載事項を記録し、お客さまの閲覧に供する方法により行います。

2 本サービスの提供にあたっては、当行は次のとおり取扱うものとします。

- ① 当行は、電子交付する書面の記載事項（以下、「電子書面」といいます）を紙媒体に出力できるように当該ホームページ上で閲覧に供します。
- ② 電子書面は、PDF形式のファイルとします。
- ③ 当行はお客さまに対し、電子書面が当該ホームページ上に記録される旨、または記録された旨の通知を当行所定の方法にて行うものとします。
- ④ 当行は以下の場合を除き、お客さまが当該電子書面を閲覧可能となる日より5年間、当該ホームページ上に電子書面に供するものとします。

イ 当行が当該電子書面について、紙媒体による交付を行った場合

ロ 当行がお客さまより他の電磁的方法等（電子メールを利用する方法、ホームページからダウンロードする方法等）による交付の承諾を得たうえ、当該他の電磁的方法等により当該電子書面の交付を行った場合

(本サービスの利用申込)

第5条 お客さまは、当該ホームページの所定の画面から利用申込みする方法、若しくは他の当行所定の方法により本サービスの利用を申込むものとします。

2 本サービスの申込は、第3条第1項の書面について包括して行うものとし、一部の書面のみに限定して利用することはできません。

3 当行は、お客さまにあらかじめ通知することなく、利用申込方法を追加あるいは変更することがあります。

(本サービスの提供条件)

第6条 当行は、以下の各号の条件のもとに、お客さまに対し本サービスを提供するものとします。

- ① お客さまは当行において既に、「投資信託受益権振替決済講座管理約款」に基づく投資信託振替決済口座を開設していただいていること。
- ② お客さまは「インターネット投資信託」で投資信託取引をご利用いただいていること
- ③ お客さまは常にインターネットをご利用できること。
- ④ お客さまが使用する電子計算機（パソコン等）においてPDF閲覧ソフトが利用可能であること。
なお、当該ソフトウェア形式はAdobe Readerの最新バージョンをご用意いただくものとします。
- ⑤ お客さまがこの規定を承諾すること。

(お客さまの承諾事項)

第7条 当行は、本サービスの提供にあたり、次の各号に掲げる事項について、お客さまの承諾をいただきます。

- ① 第4条に定める本サービスの方法
- ② 電子書面の電子交付は、対象書面の作成基準日が本サービス利用期間中であること。
- 2 法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、本サービスの利用期間中であっても電子書面による電子交付ではなく、紙媒体により交付する場合があることについて、お客さまに承諾いただきます。
- 3 当行はお客さまにあらかじめ通知のうえ、当行または当行が契約しているデータセンター等が、定期または不定期に行うメンテナンスのために本サービスを中断する場合があることについて、お客さまに承諾をいただきます。

(解約)

第8条 当行は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスを解約できるものとします。

- ① お客さまが、当行所定の方法により、本サービスの解約を申し出られ、当行がこれを承諾した場合。
- ② お客さまの「投資信託受益権振替決済口座管理約款」に基づく投資信託振替決済口座が解約された場合。
- ③ お客さまが、第2条に定める法令等に違反した場合。
- ④ お客さまがこの規定に違反した場合。
- ⑤ 当行が合理的な理由をもって利用中止が適当であると判断した場合。
- ⑥ 当行の判断により、当行すべてのお客さまに対し、本サービスの提供を終了した場合。
- 2 お客さまがインターネット投資信託の投資信託取引サービスの利用を解約した場合は、本サービスについても同時に解約していただくものとします。

(免責事項)

第9条 次の各号に掲げる事項について生じた損害については、当行はその責任を負いません。

- ① お客さまが、本サービスの利用申込に際して、虚偽の申告又は第6条に反し当行に申込みを行ったこと。
- ② 第7条第3項のメンテナンスのために、本サービスが一時的にご利用になれない場合があること。
- ③ 第8条に定める本サービスの解約。
- ④ 当行に重大な過失がある場合を除き、本サービスの提供の全て若しくは一部が著しく困難となった場合、電子書面の交付に代えて紙媒体により交付すること。
- ⑤ 当行に重大な過失がある場合を除き、通信回線、通信機器、コンピュータ等の伝達遅延、不能等、又は受領した情報の誤謬、省略。

(合意管轄)

第10条 本サービスに関し、お客さまと当行との間で訴訟若しくは調停の必要が生じた場合、当行本店の所在地を管轄する裁判所を指定することができるものとします。

以上
平成23年6月

非課税上場株式等管理に関する約款

(約款の趣旨)

- 第1条** この約款は、お客さまが租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるため、株式会社北都銀行（以下、「当行」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法37条の14第5項第2号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- 2** お客さまと当行との間における、各サービス、取引等の内容や管理義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引約款」その他の当行が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によるものとします。

(非課税口座開設届出書等の提出)

- 第2条** お客さまが非課税口座に係る特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の8月31日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号及び第6項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」及び住民票の写し等租税特別措置法その他の法令で定める書類をご提出いただくものとします。当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領のうえ保管いたします。なお、「非課税適用確認書」はお客さまに交付いたしません。
- 2** 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」について、同一の勘定設定期間に当行又は他の金融機関若しくは証券会社に重複して提出することはできません。
- 3** お客さまの氏名又は住所等の申込み事項に変更があったときは、当行所定の手続きにより「非課税口座異動届出書」等を遅滞なく当行に届け出ていただきます。
- 4** お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。

(非課税管理勘定の設定)

- 第3条** 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法37条の11の3第2項に規定する株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年にもうけられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。
- 2** 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられます。

(非課税管理間勘定における処理)

- 第4条** 上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税管理勘定において処理いたします。

(非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲)

- 第5条** 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録され、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、）のみ受け入れます。
- ①次に掲げる上場株式等（当行が取り扱う上場株式等とは、金融商品取引法第2条第1項第10号及び第11号に掲げる有価証券である「投資信託受益証券等」に限り、）で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）内に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等につい

てはその購入の代価の額をいい、払い込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が100万円を超えないもの

イ. 受入期間内に当行への買付けの委託より取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等は当行が行う有価証券の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ. 非課税管理勘定を設けた当行非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から租税特別措置法その他の法令で定める手続きにより移管される上場株式等

②租税特別措置法施行令第25条の13第10項に規定する上場株式等

(譲渡の方法)

第6条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法のいずれかの方法により行います。

(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第7条 非課税口座から上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号に規定する事由に係るもの及び特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(第5条第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さまに対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

第8条 本契約に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年間を経過する日に終了いたします。

2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次のいずれかにより取扱うものとします。

①第5条第1号ロに基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管

②非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座(他の上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座をいいます。)への移管(特定口座への移管は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限り)。

(他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等)

第9条 当行は、第5条第1号ロ及び前条第2項第1号に基づく移管は、租税特別措置法施行令第25条の13第9号の定めるところにより行います。

(非課税口座取引である旨の明示)

第10条 お客さまが受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による方法は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限り)。

2 お客さまが非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したもとのから譲渡することとさせていただきます。

(契約の解除)

第 11 条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ①お客さまから租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 1 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合、当該提出日の翌日
- ②租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 3 号に定める「出国届出書」の提出があった場合、出国の日
- ③お客さまが出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 4 項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日の翌日（出国日）
- ④お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合、当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑤お客さまがこの約款の変更に同意されないとき
- ⑥やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

(合意管轄)

第 12 条 この約款に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものものとします。

(約款の変更)

第 13 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、又はお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当行ホームページ等への掲載に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、約款の改定に同意したものととして取扱います。

以 上

平成 25 年 10 月